

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和7年2月28日

奈良県監査委員 内 野 正 博
同 芝 池 多津子
同 浦 西 敦 史
同 永 田 恒

なお、監査執行者は次のとおりです。

監 査 委 員	委 員 実 地 監 査 実 施 日
内 野 正 博	令和6年11月13日 ～ 令和7年1月23日
芝 池 多津子	令和6年11月13日 ～ 令和7年1月23日
浦 西 敦 史	令和6年11月13日 ～ 令和7年1月23日
永 田 恒	令和6年11月13日 ～ 令和7年1月23日

監 査 結 果 報 告 書

令和6監査年度 第2回

(令和6年12月～令和7年1月定期監査)

(令和6年11月工事監査)

(令和6年12月～令和7年1月財政的援助団体等監査)

令和7年2月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1 定期監査

1	監査の実施方針-----	3
2	監査等の種類、対象-----	3
3	監査対象機関-----	3
4	監査における重点事項-----	5
5	委員実地監査実施日-----	5
6	監査等の実施内容-----	5
7	監査の結果-----	6
	(1)部局別指摘事項等件数一覧-----	6
	(2)指摘事項等の内容別-----	8
	(3)所属別-----	12
	(ア) 本庁	
	文化・教育・くらし創造部-----	12
	産業・観光・雇用振興部-----	12
	県土マネジメント部-----	12
	行政委員会-----	13
	(イ) 出先機関	
	知事公室-----	14
	総務部-----	14
	文化・教育・くらし創造部-----	15
	こども・女性局-----	20
	福祉医療部-----	20
	医療政策局-----	20
	水循環・森林・景観環境部-----	21
	産業・観光・雇用振興部-----	22
	観光局-----	22
	食と農の振興部-----	23
	県土マネジメント部-----	24
	地域デザイン推進局-----	29
	教育委員会-----	31
	警察本部-----	36
	(ウ) 監査重点事項の結果-----	37
	(エ) 監査の総括-----	37

第2 工事監査

1	監査の実施方針-----	38
2	委員実地監査実施日-----	38
3	監査対象工事-----	38
4	監査の結果-----	38

第3 財政的援助団体等監査

1	監査の実施方針-----	39
2	監査実施状況-----	39

3	監査の結果-----	39
4	監査実施団体の概要及び監査の結果-----	40
	公立大学法人奈良県立医科大学-----	40
	地方独立行政法人奈良県立病院機構-----	41
	公立大学法人奈良県立大学-----	43
	公益財団法人奈良県地域産業振興センター-----	44
	一般財団法人奈良県ビジターズビューロー-----	45
	奈良生駒高速鉄道株式会社-----	47
	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会-----	48
	サンアメニティ・RealStyle 共同事業体-----	48
	青垣協同組合グループ-----	49

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、正確性及び合規性の観点から、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査等の種類、対象

財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査対象機関

本庁及び出先機関の93所属（本庁3所属、出先機関90所属）について実地監査を実施した。なお、本監査結果は令和5年度の組織（令和6年度組織改正前）単位での報告とする。

所 管 部 局	実 地 監 査 (書 面 監 査)		所 管 部 局	実 地 監 査 (書 面 監 査)	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室		0 (4)	地域デザイン推進局		1 (1)
総 務 部		3 (0)	教 育 委 員 会		0 (27)
文化・教育・くらし創造部		1 (11)	行 政 委 員 会	0 (3)	
こども・女性局		0 (2)	警 察 本 部		0 (11)
福 祉 医 療 部		0 (6)	合 計	0 (3)	14 (76)
医 療 政 策 局		0 (2)			
水循環・森林・景観環境部		0 (3)			
産業・観光・雇用振興部		0 (1)			
観 光 局		0 (2)			
食と農の振興部		2 (4)			
県土マネジメント部		7 (2)			

注：（ ）の数字は外数

実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査 監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

4 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、令和6年度監査計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

「委託契約における再委託の取扱いについて」

再委託とは、受託者が委託された業務の全部または一部を第三者に委託することである。

しかし、再委託の制限がなければ、一括再委託がなされることを許し、また、再委託先で事故や不祥事が生じた場合に責任の所在が不明確となることや情報漏洩が発生することなどが懸念される。再委託先が業務の大半を行うことで、委託業務の進捗状況などを把握することが困難になることも考えられる。一方で、あらゆる業務において再委託を禁止することは、受託者の業務遂行に不都合を生じさせる可能性もある。よって、業務の全部を委託することは禁止し、業務の一部については委託者の承認を得た場合に限り再委託を認めるといった規定を設けることが必要である。

しかしながら、令和3年度の包括外部監査において、契約書に再委託禁止条項がない等、不適切な事例が散見された。

このような状況を踏まえ、委託契約における再委託の取扱いについて、合規性や内部統制の有効性等の視点から調査し、今後、委託契約における再委託の取扱いが適正に行われることを目的として、監査を実施した。

5 委員実地監査実施日

令和6年12月17日～令和7年1月23日

6 監査等の実施内容

財務監査（定期監査）

令和5年度の事務事業を対象として、奈良県監査基準（令和2年3月10日決定）に準拠し次の事項別基準に基づいて監査を実施した。なお、必要に応じて令和5年度及び過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 執行体制
- (2) 事務事業
- (3) 予算の執行
- (4) 収入
- (5) 支出
- (6) 契約
- (7) 工事
- (8) 補助金等
- (9) 財産
- (10) 物品
- (11) 公用車等
- (12) 切手等

7 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項								注意事項								合計	
	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	財産	物品	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	物品	公用車		切手等
知事公室				2														2
総務部				1									1				1	3
文化・教育・くらし創造部		1		6	3			2	1	2		2	2					19
こども・女性局																		0
福祉医療部										1		1						2
医療政策局				1									1					2
水循環・森林・景観環境部				3											1			4
産業・観光・雇用振興部													1					1
観光局													1					1
食と農の振興部			1	2				1					1					5
県土マネジメント部	2	1	1	2	2		1		2	1		1	5			1		19
地域デザイン推進局					1							1	1				1	4
教育委員会		2		8	2					1	1	3	1					18
行政委員会				1								1						2
警察本部												1				1		2
小計	2	4	2	26	8	0	1	3	3	5	1	10	14	0	1	2	2	84
合計	46 (52)								38 (51)								84 (103)	

※ () 内の数字は、昨年度第2回報告（令和5年12月～令和6年1月定期監査分）の件数
 ※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 法令、条例、規則、通達及び通知に違反するもののうち重大なもの
- ② 書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥ 著しく有効性を欠くもの
- ⑦ 誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧ 前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨ 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正・改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ② 指摘の区分に該当する事項であるがその原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③ 誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④ 前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、次のいずれかに該当する場合

- ① 経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ② 改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

4 口頭指導事項

軽微な誤り等で、かつ、速やかに是正又は改善されることが確実なもの

なお、上記以外でも社会通念上又は県民目線で見ても、改善や見直しが必要と判断される場合、その内容等に応じて意見事項又は口頭指導事項とすることがある。

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項(46件)

項目		内容	件数	対象所属	
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実にについて	2	奈良土木事務所、郡山土木事務所	
予算の執行	予算の執行	歳入科目の誤りにについて	1	美術館	
		予算の不適切な執行管理について	1	王寺工業高等学校	
		支払遅延による過年度支出の発生について	1	畝傍高等学校	
		工事請負費の繰越額の誤り及び戻入に係る不適正な事務処理について	1	中和土木事務所	
収入	収入の調定	現年度歳出に係る戻入処理の誤りにについて	1	北部農業振興事務所	
	収入事務	行政財産使用料の調定事務の遅延について	1	高田土木事務所	
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	18	人事委員会事務局、東京事務所、外国人支援センター、橿原文化会館、美術館、なら歴史芸術文化村、野外活動センター、橿原公苑、フォレスターアカデミー、景観・環境総合センター、なら食と農の魅力創造国際大学校、奈良北高等学校、磯城野高等学校、畝傍高等学校、王寺工業高等学校、青翔高等学校、奈良南高等学校、十津川高等学校	
		支出命令	源泉所得税の源泉徴収事務の誤りにについて	1	橿原考古学研究所
			支払遅延に対する遅延利息の発生について	1	中南和県税事務所
			公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について	3	薬事研究センター、フォレスターアカデミー、南部農林振興事務所
その他	支出事務に係る不適切な事務処理について	2	道路建設課、高田土木事務所		

		報酬及び費用弁償の誤支給について	1	教育研究所
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	6	万葉文化館、民俗博物館、五條土木事務所、中和公園事務所、教育研究所、橿原高等学校
	契約保証金	契約保証金免除に係る不適切な事務処理について	2	橿原考古学研究所、奈良土木事務所
財産	県有財産の管理	公有財産の不適切な管理について	1	高田土木事務所
物品	物品の取得、処分	重要物品に係る備品管理簿の未登記及び財産調書の記載漏れについて	1	文化振興課
		重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて	1	なら食と農の魅力創造国際大学校
		物品の不適切な管理について	1	教育振興課

(イ) 注意事項 (38 件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	3	橿原考古学研究所、高田土木事務所、中和土木事務所
予算の執行	予算の執行	歳入科目の誤りについて	2	橿原文化会館、中和土木事務所
		支出科目の誤りについて	3	橿原考古学研究所、保健研究センター、橿原高等学校（畝傍寮）
収入	収入の調定	高等学校等使用料の調定事務の遅延について	1	奈良北高等学校
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	3	橿原考古学研究所、高田土木事務所、郡山高等学校
	支出命令	報酬の過払いについて	1	人事委員会事務局
		旅費の過払いについて	1	橿原考古学研究所
		需用費の誤払いについて	2	保健研究センター、奈良公園事務所
		源泉所得税の納付遅延について	1	香芝警察署
		通勤手当の二重払いについて	1	奈良高等学校
	その他	通勤手当の誤認定について	1	国際高等学校
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	6	奈良土木事務所、中和土木事務所、吉野土木事務所、幹線街路整備事務所、奈良公園事務所、二階堂養護学校
		委託契約に係る事務の遅延について	1	雇用政策課
		請書を徴収していない契約について	2	薬事研究センター、なら食と農の魅力創造国際大学校
	変更契約	長期継続契約の不適切な変更契約について	1	橿原考古学研究所

	その他	委託契約における再委託に係る不適切な事務処理について	3	樞原考古学研究所、奈良春日野国際フォーラム、郡山土木事務所
		委託契約における履行確認の不備について	1	自動車税事務所
物品	物品の取得、処分	公用車の定期点検整備の不実施について	1	フォレスターアカデミー
公用車	公用車	公用車使用中の事故による損傷について	2	奈良土木事務所、郡山警察署
切手等	郵便切手の保有	郵便切手の過大な保有について	2	自動車税事務所、奈良公園事務所

(3) 所属別

(ア) 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
文化・教育・ くらし創造部	文化振興課 (なら歴史 芸術文化村 に対する書 面監査)	令和7年 1月22日	重要物品に係る備品管理簿の未登記及び財産調書の記載漏れについて 備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならぬとされているが、令和4年度に購入した重要物品1件について登記していない事例が認められた。また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に記載していなかった。 今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。 (指摘事項)
	教育振興課 (公立大学 法人奈良県 立大学に対 する実地監 査)	令和7年 1月20日	物品の不適切な管理について 平成13年度に県が寄贈を受けた植物標本10,739点について、奈良県立大学で保管・管理されていたが、平成27年の県立大学法人化に伴う財産の移管対象とされなかったのに、備品として県(教育振興課)に保管転換せず、法人化後の保管・管理について明確にされないまま県立大学に保管し令和5年度に廃棄された事例が認められた。 今後は、再発防止に取り組むとともに、物品の適切な保管・管理を行うべきである。 (指摘事項)
産業・観光・ 雇用振興部	雇用政策課 (高等技術 専門校に対 する書面監 査)	令和7年 1月22日	委託契約に係る事務の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、支出負担行為を行うこととされている時期は契約を締結するときとされているが、令和5年度の高等技術専門校における委託契約について、予算計上課である雇用政策課が契約相手方との調整に時間を要したため、契約書案の送付が契約日から1か月以上経過した日となり、このため、高等技術専門校で支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為が行われていた事例が17件(契約額合計 95,168,360円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記17件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、支出負担行為事務等に影響を生じさせることのないよう契約事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)
県土マネジメ ント部	道路建設課 (高田土木 事務所に対 する実地監 査)	令和6年 12月17 日	支出事務に係る不適切な事務処理について 令和4年度国道168号無電柱化推進事業の用地買収に係る前払代金について、高田土木事務所から道路建設課を経由して土地開発公社に提出されるべき請求書が、その過程で紛失されたため、道路建設課が原本証明を行った請求書の写しを添付して、土地開発公社が支出していた事例(支出額 11,535,120円)が認められた。

			<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県行政文書管理規程等に基づき、支出事務の適正な執行並びに文書の適正な保管、管理に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組み、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
行政委員会	人事委員会 事務局	令和7年 1月22日	<p>報酬の過払いについて</p> <p>令和5年度の報酬について、金額を誤って支出した事例が1件(過払い額 80,668円)認められた。令和5年8月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 191,950円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	労働委員会 事務局	令和7年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	収用委員会 事務局	令和7年 1月22日	同上

(イ) 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	東京事務所	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額46,964円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	旅券事務所	令和7年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	外国人支援センター	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額23,646円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	消防学校	令和7年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
総務部	奈良県税事務所	令和7年 1月23日	同上
	中南和県税事務所	令和6年 12月23日	<p>支払遅延に対する遅延利息の発生について</p> <p>令和5年度の公共料金の支払いについて、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が1件(延滞利息額1,420円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>

	自動車税事務所	令和7年 1月9日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和5年度末の郵便切手の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その額が5万円を超えて多額（保有残高 98,356 円）となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>委託契約における履行確認の不備について</p> <p>令和5年度の委託契約について、契約書では業務の一部を再委託することは認めないとしていたにも関わらず、履行状況及び履行完了の確認が不十分だったため、所属は再委託等されていることを把握しないまま再委託されていた事例が1件（契約額 60,720 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。（注意事項）</p>
文化・教育・くらし創造部	文化会館	令和7年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	橿原文化会館	令和7年 1月22日	<p>歳入科目の誤りについて</p> <p>令和5年度の文化会館収入について、経費の性質が諸収入であることから予算科目（細節）を文化会館収入で収納すべきであったのに、文化会館使用及び雑入で収納していた事例が2件（収入済額合計 135,500 円）認められた。令和5年9月及び令和6年1月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 44,000 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>

美術館	令和7年 1月22日	<p>歳入科目の誤りについて 令和5年度の土地建物貸付料について、経費の性質が財産の貸付であることから予算科目を財産運用収入で収納すべきであったのに、使用料で収納していた事例が1件（収入済額 337,700円）認められた。 今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納すべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 75,390円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が2件認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
なら歴史芸術文化村	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、業務完了後又は納品後に支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 1,255,584円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
橿原考古学研究所	令和7年 1月9日	<p>旅費の過払いについて 令和5年度の旅費について、金額を誤って支出した事例が1件（過払い額 111,900円）認められた。令和6年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p> <p>長期継続契約の不適切な変更契約について 長期継続契約の契約期間について、「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行について（通知）」で</p>

		<p>定められている契約期間の限度を超えて、変更契約によりその契約期間を延長していた事例が2件認められた。</p> <p>今後は、同通知に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、事務処理におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和5年度の車両の借上げ契約について、経費の性質が車両借上げ代金であることから予算科目を使用料及び賃借料で支出すべきであったのに、需用費その他で支出していた事例が1件(契約額24,310円)認められた。令和5年11月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和5年度の労働者派遣契約に係る契約保証金について、免除事由を満たさない書類の添付をもって契約保証金を免除し、労働者派遣契約(契約額168,432,000円)を締結していた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>源泉所得税の納付遅延について</p> <p>令和4年度の報酬について源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への払出を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件(納付すべき額171,528円)認められた。また、これに伴い、不納付加算税(8,500円)が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額814,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>
--	--	--

		<p>委託契約における再委託に係る不適切な事務処理について</p> <p>委託契約における再委託等に係る事務処理については、再委託の承認申請書の提出を受けて、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認することとされているが、令和5年度において、再委託されていることを所属が把握しないまま再委託されていた事例が1件（契約額 701,800 円）認められた。</p> <p>今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適切な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
万葉文化館	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が8件（契約額合計 3,134,510 円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が3件認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 1,962,050 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
民俗博物館	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度及び令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計</p>

		<p>963,050 円) 認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後または納品後に行っていた事例が6件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(産業廃棄物の運搬処理業務委託契約額249,700円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。産業廃棄物の運搬処理業務委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、業務期間中に契約書を作成しないまま業務委託を行っていた。</p> <p>今後は、同法及び同法施行令並びに奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
図書情報館	令和7年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
野外活動センター	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 37,290円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
橿原公苑	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 261,250円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過</p>

			程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	食品衛生検査所	令和7年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	消費生活センター	令和7年 1月22日	同上
こども・女性局	中央こども家庭相談センター	令和7年 1月22日	同上
	精華学院	令和7年 1月22日	同上
福祉医療部	郡山保健所	令和7年 1月22日	同上
	中和保健所	令和7年 1月22日	同上
	吉野保健所	令和7年 1月22日	同上
	保健研究センター	令和7年 1月22日	需用費の誤払いについて 令和5年度の需用費について、相手方を誤って支出した事例が1件（誤払い額 97,020 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)
			支出科目の誤りにについて 令和5年度のリチウムバッテリーの購入契約について、経費の性質が消耗品であることから予算科目を需用費その他で支出すべきであったのに、需用費医薬材料費で支出していた事例が1件（契約額 21,670 円）認められた。令和6年3月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)
	身体障害者更生相談所	令和7年 1月22日	同上
医療政策局	精神保健福祉センター	令和7年 1月22日	同上

	薬事研究センター	令和7年 1月22日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 17,650 円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理すべきである。（指摘事項）</p> <p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手から徴することとされているが、令和5年度の契約金額が100万円未満50万円以上の委託契約において、請書を徴取していなかった事例が1件（契約額 550,000 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>
水循環・森林・景観環境部	森林技術センター	令和7年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	フォレスターアカデミー	令和7年 1月22日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が6件（保険料合計 121,410 円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理すべきである。（指摘事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に3か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和5年度において、公用車10台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p>

			<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約等について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額 621,940 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>
	景観・環境総合センター	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の修繕工事契約等について、支出負担行為を事業完了後に行っていた事例が3件（契約額合計 925,595 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>
産業・観光・雇用振興部	高等技術専門学校	令和7年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
観光局	奈良まほろば館	令和7年 1月22日	同上
	奈良春日野国際フォーラム	令和7年 1月22日	<p>委託契約における再委託に係る不適切な事務処理について</p> <p>委託契約における再委託に係る事務処理については、再委託の承認申請書の提出を受けて、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認することとされているが、令和5年度において、所属は再委託の事実を把握していたのに、承認申請手続きをさせないまま再委託されていた事例が1件（契約額 19,800,000 円）認められた。</p> <p>今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）</p>

食と農の振興部	北部農業振興事務所	令和7年 1月9日	<p>現年度歳出に係る戻入処理の誤りについて</p> <p>令和4年度の工事請負費について、契約解除に伴い前払金余剰金の返納を受けるに当たり、出納閉鎖期日前であることから、現年度歳出予算に係る戻入処理とすべきであるのに、誤って歳入の雑入として調定し受け入れていた事例が1件（調定額8,734,500円）認められた。令和5年4月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	中部農林振興事務所	令和7年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	東部農林振興事務所	令和7年 1月22日	同上
	南部農林振興事務所	令和6年 12月17日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が2件（保険料合計40,020円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理すべきである。（指摘事項）</p>
	なら食と農の魅力創造国際大学校	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の広告掲載契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件（契約額合計1,660,440円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が7件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する</p>

			<p>請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和5年度の契約金額が100万円未満50万円以上の広告掲載契約について、請書を徴取していなかった事例が1件（契約額660,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p> <p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しななければならないとされているが、令和5年度に処分した重要物品1件について、処分したことを整理していなかった。</p> <p>また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、誤って記載したまま会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>
	農業研究開発センター	令和7年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
県土マネジメント部	奈良土木事務所	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計1,730,300円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和5年度の工事請負契約に係る契約保証金に</p>

		<p>ついて、免除事由を満たしていないのに、契約保証金を免除し、工事請負契約（契約額 19,519,500円）を締結していた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷（合計6件、県側損害額合計265,091円、うち県側過失割合100%のもの4件）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、調定事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
郡山土木事務所	令和7年 1月9日	<p>委託契約における再委託に係る不適切な事務処理について 委託契約における再委託に係る事務処理については、再委託の承認申請書の提出を受けて、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認することとされているが、令和5年度において、所属は再委託の事実を把握していたのに、承認申請手続きをさせないまま再委託されていた事例が1件（契約額3,737,800円）認められた。</p> <p>今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について指摘事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、調定事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
高田土木事務所	令和6年 12月17日	<p>公有財産の不適切な管理について 高田土木事務所の所管する道路供用開始前の取得用地において、電柱等の設置に使用されている部分があるのに、使用者から使用についての申出がなされないまま、使用許可及び使用料の徴収を行っていない事例が認められた。</p>

		<p>また、高田土木事務所の所管する道路用地において、電柱等の設置に使用されている部分があるのに、占有者から占有についての申出がなされないまま、占有許可及び占有料の徴収を行っていなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法、道路法及び奈良県公有財産規則等に基づき、適切に公有財産の管理を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>行政財産使用料の調定事務の遅延について</p> <p>令和5年度行政財産使用料について、奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限(令和5年4月25日)を経過した後(10か月経過)に調定及び納入の通知を行っていた事例が3件(調定額合計13,756円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県行政財産使用料条例等に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出事務に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和4年度国道168号無電柱化推進事業の用地買収に係る前払代金について、道路建設課を経由して土地開発公社に提出されるべき請求書が、その過程で紛失したが、地権者に改めて請求書の提出を求めず、道路建設課が原本証明を行った請求書の写しを添付して、土地開発公社が支出していた事例(支出額11,535,120円)が認められた。</p> <p>また、請求書の原本が発見されなかったことから、カラーコピーによる文書を作成し、土地開発公社に提供した。その後、土地開発公社は、原本証明された請求書を当該カラーコピーによる文書に差し替えていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県行政文書管理規程等に基づき、支出事務の適正な執行並びに文書の適正な保管、管理に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組み、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(支出負担行為額4,952,640円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過</p>
--	--	--

			<p>程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
	<p>中和土木事務所</p>	<p>令和6年 12月23日</p>	<p>歳入科目の誤りについて 令和5年度の流水占用料等について、経費の性質が河川の流水占用であることから予算科目を流水占用料で収納すべきであったのに、河川占用料で収納していた事例が1件（収入済額41,430円）認められた。 今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額等合計18,426,500円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計17,519,500円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>工事請負費の繰越額の誤り及び戻入に係る不適正な事務処理について 地方自治法において、繰越明許費は歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができることとされているが、令和5年度の曾我川河川災害復旧工事の前払金(6,660,000円)について、既に支出済みであったにもかかわらず、誤って翌年度への繰越額と</p>

			<p>して報告を行ったことにより、繰越事由がないにも関わらず繰越を行っていた事案が認められた。</p> <p>また、上記前払金について、既に支出済みであるにも関わらず、工事請負業者から返還させることにより、令和5年度の支出を取り消し、繰越額との整合性を図っていた。</p> <p>今後は、工事請負業者に根拠のない負担を強いることがないように適正な事務の執行に努めるとともに、同法、奈良県会計規則等に基づき、適正な繰越事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>
宇陀土木事務所	令和6年 12月24日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
吉野土木事務所	令和6年 12月24日		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計6,523,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の3件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>
五條土木事務所	令和6年 12月17日		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされ</p>

			<p>ている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計 11,378,171円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 11,116,096円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	幹線街路整備事務所	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の業務委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 2,409,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
	ヘリポート管理事務所	令和7年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
地域デザイン推進局	中和公園事務所	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っ</p>

			<p>ていた事例が6件（契約額等合計 21,457,600 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 19,100,400 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	<p>奈良公園事務所</p>	<p>令和7年 1月20日</p>	<p>需用費の誤払いについて</p> <p>令和5年度の需用費について、金額を誤って支出した事例が1件（過少額 10,307 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p> <p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和5年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額（保有残高 76,229 円）となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の工事請負契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延し、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 12,841,400 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p>

			<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
教育委員会	教育研究所	令和7年 1月22日	<p>報酬及び費用弁償の誤支給について 令和2年度から令和5年度の報酬及び費用弁償について、事務処理を誤ったため、過大な支給となっていた事例が42件（過支給額合計106,980円）認められた。 今後は、会計年度任用職員の給与等に関する規則に基づき、適正な支給事務の執行に努めるとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度及び5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額合計1,328,072円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が3件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計902,352円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	奈良商工高等学校	令和7年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	奈良高等学校	令和7年 1月22日	<p>通勤手当の二重払いについて 令和5年度の通勤手当について、二重に支出していた事例が1件（支出額31,780円）認められた。その後、事務担当者が誤りに気づき、所要の手続きを行っていた。</p>

			<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
高円芸術高等学校	令和7年 1月22日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
国際高等学校	令和7年 1月22日		<p>通勤手当の誤認定について 通勤手当の支給について、認定を誤ったために、過少な支払いとなっていた事例が1件（支給不足額 25,920 円）認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>
国際中学校	令和7年 1月22日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
山辺高等学校	令和7年 1月22日		同上
奈良北高等学校	令和7年 1月22日		<p>高等学校等使用料の調定事務の遅延について 令和5年度の高等学校等使用料について、奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限（毎年4月25日）を経過した後（4か月経過）に納入の通知を行っていた事例が2件（調定額合計 25,171 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県行政財産使用料条例施行規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 299,200 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>
郡山高等学校	令和7年 1月22日		<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととさ</p>

		<p>れている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 37,400 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むまされたい。</p> <p>(注意事項)</p>
法隆寺国際高等学校	令和7年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
西和清陵高等学校	令和7年 1月22日	同上
添上高等学校	令和7年 1月22日	同上
二階堂高等学校	令和7年 1月22日	同上
磯城野高等学校	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 77,000 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
橿原高等学校	令和7年 1月22日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和5年度の備品購入について、経費の性質が備品購入代金であることから予算科目を備品購入費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額 49,984 円)認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 56,100 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び</p>

			<p>相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
畝傍高等学校 (かぐやま寮含む)	令和7年 1月22日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和4年度の特別支援教育支援員の報酬(令和5年1月分、支給不足額5,935円)について、令和5年7月に令和5年度予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度及び令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が5件(契約額432,905円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	
商業高等学校	令和7年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>	
王寺工業高等学校	令和7年 1月22日	<p>予算の不適切な執行管理について</p> <p>令和5年度の図書購入代について、予算令達額が不足していたが、予算の令達依頼等を行うことなく、正当ではない歳出科目(需用費その他)から支出していた事例が5件(契約額合計244,200円)認められた。うち3件(契約額合計145,200円)については、後に正当な歳出科目(備品購入費)に更正していたが、2件(契約額合計99,000円)については、更正していなかった。</p> <p>今後は、奈良県予算規則に基づき予算の令達依頼等を適切に行うとともに、今後は適正な歳出科目で支出すべきである。(指摘事項)</p>	

			<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 27,500 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
大和広陵高等学校	令和7年 1月22日		財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
香芝高等学校	令和7年 1月22日		同上
青翔高等学校	令和7年 1月22日		<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 93,500 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
青翔中学校	令和7年 1月22日		財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
奈良南高等学校	令和7年 1月22日		<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 61,820 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
十津川高等学校	令和7年 1月22日		<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費に</p>

			<p>ついて、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額49,280円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	奈良東養護学校	令和7年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	奈良西養護学校	令和7年 1月22日	同上
	二階堂養護学校	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件(契約額81,840円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>
警察本部	奈良警察署	令和7年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	奈良西警察署	令和7年 1月22日	同上
	生駒警察署	令和7年 1月22日	同上

	郡山警察署	令和7年 1月22日	公用車使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷（合計4件、 県側損害額合計 33,233 円、うち県側過失割合 1 00%のもの4件）が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとと もに、車両の適切な使用に努められたい。 (注意事項)
	西和警察署	令和7年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は 意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲 では認められなかった。
	天理警察署	令和7年 1月22日	同上
	桜井警察署	令和7年 1月22日	同上
	樫原警察署	令和7年 1月22日	同上
	香芝警察署	令和7年 1月22日	源泉所得税の納付遅延について 令和5年度の謝金について、源泉徴収済みの源 泉所得税の税務署への払出を行っていなかったこ とにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例 が1件（納付すべき額 9,342 円）認められた。 今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めると ともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組み られたい。 (注意事項)
	五條警察署	令和7年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は 意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲 では認められなかった。
	吉野警察署	令和7年 1月22日	同上

(ウ) 監査重点事項の結果

委託契約における再委託の取扱いについては、注意事項として報告すべき事項が4件認められた。

(エ) 監査の総括

監査の結果、指摘事項等の要因としては、担当者の知識の不足や認識の誤りだけでなく、「他の業務を優先させたことによる遅延」や「所属としての進捗管理の不足」によるものが見受けられた。

今後、執行機関は、職員の会計例規に対する知識の向上、法令遵守意識の徹底に加えて、組織的な事務処理の進捗管理と、内部統制に関する取組を充実させる必要がある。

第2 工事監査

1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、技術面からその施工が計画、設計どおり適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

- (1) 工事の内容が適切か。
- (2) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。
- (3) 工事が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

2 委員実地監査実施日

令和6年11月13日

3 監査対象工事

道路マネジメント課

一般国道169号緊急対応工事（緊急自然災害防止対策事業（法面）他）

吉野郡下北山村上池原地内

[工事概要]

令和5年12月23日に発生した一般国道169号（吉野郡下北山村上池原地内）崩土により、通行車両が巻き込まれ一名の方が犠牲となった。また、長期間にわたり通行止めとなり広域巡回を余儀なくされた。

当該路線は県北部と南部を結ぶ重要路線であり、重要物流道路に指定されており、応急復旧による一日も早い通行規制解除が必要。応急対策として、障害物除去、迂回路の確保、二次災害防止のための法面对策工及び仮設防護柵の設置等を行う。

工事概要：工事延長 L=150m、栈橋工 A=973m²、高エネルギー吸収型崩壊土砂防護柵工 L=43m、鉄筋挿入工 L=1,500m、法面吹付工(モルタル吹付) A=1,063m²

契約工期：令和6年1月11日～令和6年7月31日

契約金額：756,212,600円

4 監査の結果

工事に関する事務等の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（基本金等）の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼して、監査を実施した。

2 監査実施状況（単位：団体）

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
4	3	2	9

※県が資本金（基本金等）の4分の1以上を出資している法人（出資団体）であって、かつ、県が補助金等の財政的援助を与えているものについては、出資団体に分類した。

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
4	0	1	5

(2) 指摘事項等の内容別

指摘事項（4件）

項目	内容	件数	対象団体
支出	給与及び諸手当の誤支給について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構
	住民税の納付遅延について	1	
	支払遅延に対する遅延利息の発生について	1	
物品	物品の不適切な管理について	1	公立大学法人奈良県立大学

意見事項（1件）

項目	内容	件数	対象団体
決算	経営改善の取組について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公立大学法人奈良県立医科大学	実施年月日	令和7年1月9日
-----	----------------	-------	----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与する。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 20,066,173,000 円は、全額県の出資

イ 令和5年度の補助金等は次のとおりである。

公立大学法人奈良県立医科大学運営費交付金	5,048,681,000 円
大学施設整備推進費補助金等	10,025,735,818 円

(3) 財務の状況

貸借対照表 令和6年3月31日現在

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	33,790,533,763	固定負債	32,270,172,990
流動資産	21,723,765,799	流動負債	18,994,436,908
		負債合計	51,264,609,898
		資本金	20,066,173,000
		資本剰余金	△15,744,535,052
		利益剰余金	△71,948,284
		純資産合計	4,249,689,664
合 計	55,514,299,562	合 計	55,514,299,562

損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

(単位:円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	58,824,505,359	経常収益	57,098,714,041
臨時損失	557,371,597	臨時利益	864,243,819
総費用合計(a)	59,381,876,956	総収益合計(b)	57,962,957,860
当期純利益(b)-(a)=(c)	△1,418,919,096	前期繰越欠損金(d)	0
積立金取崩額(e)	1,346,970,812		
次期繰越欠損金(c)+(d)-(e)	△71,948,284		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	地方独立行政法人奈良県立病院機構	実施年月日	令和7年1月20日
-----	------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、県民にとって最良の医療・サービスを提供するとともに、医療に従事する者に対する教育及び研修を通じて医療の質の向上を図ることにより、地域の医療の発展に貢献し、もって生涯にわたって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 1,642,997,255 円は、全額県の出資

イ 令和5年度の補助金等は、次のとおりである。

地方独立行政法人奈良県立病院機構運営費負担金 3,339,665,000 円

小児科病院輪番体制参加病院運営費補助金等 1,039,290,716 円

(3) 財務の状況

貸借対照表
令和6年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	35,155,897,033	固定負債	43,217,055,628
流動資産	7,097,555,697	流動負債	11,132,595,614
		負債合計	54,349,651,242
		資本金	1,642,997,255
		繰越欠損金	△13,739,195,767
		純資産合計	△12,096,198,512
合 計	42,253,452,730	合 計	42,253,452,730

損益計算書
自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	40,449,395,908	営業収益	37,864,935,925
営業外費用	1,953,394,213	営業外収益	283,369,804
臨時損失	13,961,457	臨時利益	44,380,475
総費用合計(a)	42,416,751,578	総収益合計(b)	38,192,686,204
当期純利益(b)-(a)=(c)	△4,224,065,374	前期繰越欠損金(d)	△9,515,130,393
次期繰越欠損金(c)+(d)	△13,739,195,767		

(4) 監査の結果

給与及び諸手当の誤支給について（指摘事項）

総合医療センターにおける令和5年度の給与及び諸手当について、事務処理を誤ったため、過大な支給となっていた事例が3件（過支給額合計 507,578円）認められた。

今後は、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程等に基づき、適正な支給事務の執行に努めるべきである。

住民税の納付遅延について（指摘事項）

総合医療センターにおいて、令和4年度及び令和5年度に職員から徴収した住民税（3件 231,000円）について、納付先市町村を誤ったことにより住民税の納付が遅延していた事例が認められた。その態様の内訳は、本来納付すべき日からの遅延期間が①6か月未満の事例が2件、②6か月以上の事例が1件となっていた。

今後は、適正な住民税の特別徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

支払遅延に対する遅延利息の発生について（指摘事項）

法人本部事務局における令和5年度のクラウドサービス利用料について、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が1件（延滞利息額 23円）認められた。

今後は、地方独立行政法人奈良県立病院機構会計規程等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。

経営改善の取組について（意見事項）

法人では県が示した第2期中期目標を受けて、令和元年度から令和5年度までの5年間の第2期中期計画を策定し、それに基づいて経営に取り組んだ結果、同計画期間の収支は、56億4,700万円の純損失が発生する見込みに対し、それを下回る13億4,086万円の純損失の発生にとどまった。

しかしながら、令和5年度の決算では前年度と比べ営業利益が31億5,276万円減少したため、25億8,446万円の営業損失が発生し、それに営業外収益及び営業外費用を含めると42億5,448万円の経常損失を計上することとなった。その結果、臨時損益を合わせた当期純損失は42億2,407万円で、令和5年度末の累積欠損金は137億3,920万円となり、前年度と比べると大きく増加することとなった。これは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月に5類感染症になり、その関連補助金が大きく減額されたことによるほか、通常の医療提供体制への移行が進められつつあるものの、引き続き感染症に対応するためゾーニングなど感染対策による制約から病床稼働率がコロナ禍前の令和元年度の水準まで戻らず、医業収益が低迷していることが大きな原因となっている。その一方で、新型コロナウイルス感染症に対応しつつ通常の重症急性期の患者への対応を行うため人員の増を行ったことのほか、医療の高度化に伴う高額医薬品・診療材料の使用の増加や物価高騰による業務委託費の増

加等により、短期借入金残額は43億円となり厳しい資金繰りとなっている。

以上のことから、赤字構造の早期脱却、法人経営の持続可能性確保に向けた取組が早急に求められているところ、法人では令和6年度から5年を計画期間とする第3期中期計画を策定するとともに、令和5年度決算を踏まえた収支改善策を新たに策定して収益アップや費用適正化に向けた取組を進め、経営改善を図っていくこととしている。

設立団体である県は、監督機能を十分発揮し、法人の自助努力による経営の立て直しが図られるよう、法人が提案する収支改善策を厳密に検証していくこととしている。

赤字の要因については、今後さらに多方面から分析を行い、法人自らの努力で改善可能なものについては、収支改善策を見直すなどして、経営改善を着実に実行されたい。

また、制度改正などの外部要因が経営に影響を及ぼす場合には、その解決に向けて県が主体性を発揮することを期待するとともに、法人においても、救急医療をはじめとする地域の医療提供体制の中で担っている役割やそれへの影響などについて県との認識合わせや協議を丁寧に行いながら適切な対応を図られたい。

団体名	公立大学法人奈良県立大学	実施年月日	令和7年1月20日
-----	--------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 2,961,245,606円は、全額県の出資

イ 令和5年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立大学運営費交付金	310,479,000円
公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金	446,484,000円
公立大学法人奈良県立大学修学支援補助金	48,054,300円
奈良県立大学附属高等学校就学支援金	38,659,500円
私立学校等光熱費高騰対策事業補助金	1,899,000円

(3) 財務の状況

貸借対照表 令和6年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	3,067,761,389	固定負債	47,954,742
流動資産	310,732,274	流動負債	254,138,766
		負債合計	302,093,508
		資本金	2,961,245,606
		資本剰余金	△240,543,096
		利益剰余金	355,697,645
		純資産合計 (資本合計)	3,076,400,155
合 計	3,378,493,663	合 計	3,378,493,663

損益計算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	1,313,448,084	経常収益	1,318,578,423
臨時損失	2,284,230	臨時利益	249,232,297
総費用合計(a)	1,315,732,314	総収益合計(b)	1,567,810,720
当期純利益(b) - (a) = (c)	252,078,406		
目的積立金取崩額	33,000,000		
当期総利益	285,078,406		

(4) 監査の結果

物品の不適切な管理について（指摘事項）

平成13年度に県が寄贈を受け、奈良県立大学で保管されていた植物標本10,739点について、令和5年度に廃棄していた事例が認められた。

今後は、再発防止に取り組むとともに、物品の適切な保管・管理を行うべきである。

団体名	公益財団法人奈良県地域産業振興センター	実施年月日	令和6年12月24日
-----	---------------------	-------	------------

(1) 団体設立の目的

奈良県において新事業の創出、県内企業の経営基盤の強化、産業技術の高度化等を図るための総合的な支援を行い、もって地域経済の振興発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 5,000,000 円は、全額県の出捐

イ 令和5年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県地域産業振興センター事業補助金

127,500,438 円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,403,623,124	流動負債	457,553,586
固定資産	409,169,615	固定負債	868,097,689
		負債合計	1,325,651,275
		指定正味財産	308,765,492
		一般正味財産	178,375,972
		正味財産合計	487,141,464
合 計	1,812,792,739	合 計	1,812,792,739

正味財産増減計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	585,823,549	経常収益	552,160,912
経常外費用	240,887,000	経常外収益	240,964,000
合 計	826,710,549	合 計	793,124,912
一般正味財産増減額	33,585,637		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	一般財団法人奈良県ビジターズビューロー	実施年月日	令和7年1月9日
-----	---------------------	-------	----------

(1) 団体の目的

奈良県の歴史的、文化的、社会的、経済的な特性を活かし、観光振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業を行うことにより、奈良県経済の活性化を図り、県民の生活、文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 218,500,000 円のうち、162,500,000 円 (74.4%) を出捐。

イ 令和5年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県ビジターズビューロー人件費補助金	82,631,522 円
奈良県観光インフォメーションセンター運営補助金	6,526,000 円
全国広域観光振興支援事業補助金	2,200,000 円
商品企画支援事業補助金	508,000 円
コンベンション開催誘致支援事業補助金	10,234,778 円
奈良県観光情報サイト管理運営補助金	5,800,000 円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	84,211,821	流動負債	40,325,702
固定資産	224,222,981	負債合計	40,325,702
		指定正味財産	218,500,000
		一般正味財産	49,609,100
		正味財産合計	268,109,100
合 計	308,434,802	合 計	308,434,802

正味財産増減計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	380,575,061	経常収益	395,230,889
経常外費用	0	経常外収益	10,673,000
合計	380,575,061	合計	405,903,889
税引前当期一般正味財産増減額	25,328,828		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	奈良生駒高速鉄道株式会社	実施年月日	令和7年1月20日
-----	--------------	-------	-----------

(1) 団体の目的

関西文化学術研究都市の整備及び奈良県北部における宅地開発等に伴い発生する鉄道輸送需要の増加に対応し、大阪都心部と関西文化学術研究都市を直結する東西方向の幹線軸を形成するとともに、近鉄奈良線の混雑緩和を図るため、京阪奈新線（生駒～登美ヶ丘間）の整備を進めることを目的として、第三種鉄道事業会社として設立された。

(2) 県の財政的援助等の状況

資本金 10,255,000,000 円のうち、3,076,500,000 円（30.0%）を出資

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	140,398,417	流動負債	5,929,480,725
固定資産	22,689,720,957	固定負債	7,665,310,000
		負債合計	13,594,790,725
		株主資本	9,235,328,649
		純資産合計	9,235,328,649
合 計	22,830,119,374	合 計	22,830,119,374

損益計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	990,325,507	営業収益	1,913,239,364
営業外費用	151,462,493	営業外収益	911,703
		特別利益	32,716,678
合 計(a)	1,141,788,000	合 計(b)	1,946,867,745
		差引利益額 (b) - (a)	805,079,745
		法人税住民税及び事業税	249,983,956
		法人税等調整額	△4,000,000
		当期純利益	559,095,789

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会	実施年月日	令和6年12月23日
-----	------------------	-------	------------

(1) 補助金等を交付した団体の目的

平城宮跡内及びその周辺において、持続的なにぎわいを創出する事業を実施することにより、平城宮跡及びその周辺の歴史・文化資産の価値を広めることを目的とする。

(2) 補助金等の交付状況

令和5年度の補助金等は、次のとおりである。

平城宮跡にぎわいづくり実行委員会負担金 133,293,546円

(3) 監査の結果

県が補助を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	指定管理者 サンアメニティ・RealStyle 共同事業体	実施年月日	令和6年12月23日
-----	----------------------------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 榎原公苑（明日香庭球場）

イ 指定管理業務の主な内容

- ・ 施設の使用の承認に関する業務
- ・ 施設の使用を承認しないことに関する業務
- ・ 利用者に対し施設の管理上必要な指示をする業務
- ・ 施設の使用の承認の取消し等に関する業務
- ・ 施設の利用に係る料金の収受等に関する業務
- ・ 施設等の運営及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 施設の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日

エ 指定管理委託料 2,900,000円（令和5年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行については、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	指定管理者 青垣協同組合グループ	実施年月日	令和7年1月23日
-----	---------------------	-------	-----------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 大淵池公園

イ 指定管理業務の主な内容

- ・大淵池公園の施設等の維持管理に関する業務
- ・大淵池公園の公園施設の利用に係る料金の収受等に関する業務
- ・大淵池公園の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

エ 指定管理委託料 28,317,000円(令和5年度)

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行については、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。